2　前項の規定により特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特例障害者食費等減免給付費に係る被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一　特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした旨

二　受給者証を提出する必要がある旨

三　受給者証の提出先及び提出期限

3　前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4　市町村は、第一項の特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

（特別調整交付金の額の特例）

第二十九条　法第八十九条第二項の規定により補助を受けた市町村について介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生労働省令第二十六号）第七条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「の額」とあるのは「の額（当該措置について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額）」と、同条第二号中「額が」とあるのは「額（当該費用について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額）が」とする。

（法第九十条第一項の規定による支給の申請等）

第三十条　法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者（同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　被災介護保険被保険者に該当する旨

二　氏名、性別、生年月日及び住所

三　指定施設サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設（同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）の名称及び所在地

四　前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

五　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十六条第一項の被保険者証の番号

2　前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに介護保険法施行規則第八十三条の六第四項に規定する認定証（同項の規定により交付を受けている場合に限る。）を添付しなければならない。ただし、市町村は、これらにより明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3　市町村は、第一項の申請に基づき、申請者が被災介護保険被保険者であって、特定介護サービス（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受け、又は受けていると認めたときは、その旨を記載した認定証（以下この条において「認定証」という。）を、当該被災介護保険被保険者に有効期間を定めて交付しなければならない。

4　認定証の交付を受けた被災介護保険被保険者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

一　被災介護保険被保険者に該当しなくなったとき。

二　認定証の有効期限に至ったとき。

5　介護保険法施行規則第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。

6　被災介護保険被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　再交付申請の理由

7　認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。

8　被災介護保険被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

9　被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。

（法第九十一条第一項の規定による支給の申請等）

第三十一条　前条の規定は、法第九十一条第一項の規定による支給について準用する。

（法第九十二条第一項の規定による支給の申請等）

第三十二条　第三十条の規定は、法第九十二条第一項の規定による支給について準用する。この場合において、第三十条第一項中「被災介護保険被保険者（同項に規定する被災介護保険被保険者という。以下この条において同じ。）」とあるのは「介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者であって、法第九十二条第一項の規定に基づき、市町村が、東日本大震災による被害を受けたことにより特定介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたもの（以下この条において「被災介護保険被保険者」という。）」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）

第三十三条　厚生年金保険の適用事業所の事業主（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号に規定する船舶所有者（以下単に「船舶所有者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、その使用する厚生年金保険の被保険者が法第九十四条第一項又は第二項に該当するに至ったときは、速やかに、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下「厚年規則」という。）第十九条第一項に規定する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクに、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一条第一項において準用する健保規則第二十六条の規定によって届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記して行うものとする。

2　船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、第六条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　基礎年金番号

三　船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が国民年金法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の船員保険法第三十四条第一項第二号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別

四　厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月

五　変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

六　厚生年金保険の報酬月額

七　船舶所有者の氏名及び住所（船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所地とする。次条及び第三十五条において同じ。）

3　厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出することによって行うものとする。